第10回 旧町時代における 未処理金調査特別委員会

平成30年9月13日

葛 城 市 議 会

第10回旧町時代における未処理金調査特別委員会

 開会及び閉会 平成30年9月13日(木) 午後5時45分 開会 午後5時49分 閉会

2. 場 萬城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

委員長 3. 出席した委員 下 村 正 樹 副委員長 西井 覚 委 員 杉 本 訓 規 吉 村 始 IJ 谷 原 一 安 IJ 内 野 悦 子 IJ 増 田 順 弘 IJ 西 川 弥三郎 IJ

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員 議 長 吉村優子

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長中 井 孝 明書 記吉 村 浩 尚" 髙 松 和 弘" 山 岡 晋

- 6. 調 査 案 件
 - (1) 記録の提出を求めることについて
 - (2) 証人喚問等について

開 会 午後5時45分

下村委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより旧町時代における未処理金調査特別委員会を開会いたします。

時間も5時45分となりましたけれども、短時間で終わると思いますが、できるだけ皆さん の積極的なご意見も拝聴しながら進めてまいりたいと思います。よろしくお願い申し上げま す。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押 してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてご発言されるようお願いいたします。

それでは、ただいまより調査案件に入ります。

調査案件(1)記録の提出を求めることについてを議題といたします。

未処理金に関する事項について、今後、さらに調査を進めるため、8月23日、24日の 証人尋問における証言に出てきた各未処理金の出入金に関連した庁内における書類、また金 融機関における記録について、それぞれ、9月25日までに提出するよう、請求することに いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認め、このことについて、記録の提出を求めることに決定いたしました。 なお、提出を求める内容について正当な理由により変更する場合は、委員長に一任いただ きたいと思いますが、そのことについてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

調査案件(1)記録の提出を求めることについては以上といたします。

次に、調査案件(2)証人喚問等についてを議題といたします。

さきほど開催した協議会で、関係者のうち今後どなたを呼び、お話を伺うのかということ についてご協議いただいております。

その結果、前回の証人尋問において、お名前が出ました若井成仁氏、勝田耕次氏、屋根良 宣氏、松本秀樹氏に証人として出頭願ってはどうかということでございましたので、このこ とについてお諮りいたします。

ただいま申し上げました4名の方を証人として出頭願うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、若井成仁氏、勝田耕次氏、屋根良宣氏、松本秀樹氏を証人として出頭願うことに 決定いたしました。

次に、証人尋問の日時ですが、10月9日火曜日、午前9時30分から若井成仁氏、勝田耕次 氏、午後1時30分から屋根良宣氏、松本秀樹氏にそれぞれ委員会への出頭を求めたいと思い ますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、来たる10月9日に委員会を開催し、出頭を求めることに決定いたしました。 なお、出頭すべき日時について、正当な理由がある時は、変更もあり得るものといたしますが、その際には、再度、委員会を開催し、変更の議決を行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、証人に証言を求める事項についての協議に移ります。

証人に証言を求める事項については、これまでの協議会でご協議いただいた結果、若井成仁氏、勝田耕次氏、屋根良宣氏については、新町農道整備事業に関する事項について、その他上記の点に関連する一切の事項について、松本秀樹氏については、未処理金の出入金に関する事項について、その他上記の点に関連する一切の事項についてとなっております。

この内容で証人出頭の請求させていただきますが、このことにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

調査案件(2)証人喚問等については以上といたします。

本日の会議は以上といたします。

これをもって旧町時代における未処理金調査委員会を閉会いたします。

閉 会 午後5時49分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

旧町時代における未処理金調査特別委員会委員長 下村 正樹